

開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、大滝昌利教育長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

鈴木武次議会運営委員長。

(鈴木武次議会運営委員長登壇)

+ ○鈴木武次議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、6月5日の本会議において、各委員会に付託されました議案等の審査の結果であります。各常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。

なお、議案第53号及び議案第54号には反対1名、請願第2号には賛成2名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、議案3件であります。

追加議案の審議の方法につきましては、付託議案の表決終了後に、議長より、委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決

定後、提案説明、質疑、討論、表決の順で審議くださるようお願いいたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○大沼 久議長 お諮りいたします。

今日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第51号 長井市文教の杜彫塑館からの落雪による事故に係る損害賠償の額の決定について外10件

○大沼 久議長 日程第1、議案第51号 長井市文教の杜彫塑館からの落雪による事故に係る損害賠償の額の決定についてから、日程第11、議案第57号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの11件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○大沼 久議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

○安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成18年第3回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案1件、請願2件の以上3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月15日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第51号 長井市文教の杜彫塑館からの落雪による事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、去る平成18年2月22日未明に発生した文教の杜彫塑館からの落雪事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものであります。

審査に際し、文化生涯学習課長からは、この事故は、文教の杜彫塑館屋根南側の雪どめの一部が破損し、雪が落下したことで、隣接する高橋政俊氏の住宅の屋根を破損させたため、損害賠償を行うものである。当時の積雪は1メートル未満で、例年の状況から見て、雪おろしを行うまでもないと判断していた。損害賠償の額は29万6,000円であるとの説明を受けたところであり、

質疑に入り、委員からは、当時積雪は1メートル未満だったというが、どの部分をはかったのか。屋根の点検は日常行っているのかとの質疑がなされ、文化主幹からは、彫塑館の東側に大きな雪庇ができたため、来館者の安全を確保するため業者に雪庇を落としていただいたが、そのとき屋根には雪は腰より下で70センチぐらいあったということである。雪どめの点検は行っていないので、今後十分注意したいと思っていると答弁を受けたところであります。

また、委員からは、通常の維持管理は業者に任せているのかとの質疑がなされ、文化主幹からは、高い建物以外は日常我々職員が管理を行

っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、文教の杜は雪のやり場も大変であるが、冬は進入路も大変である。もし火災などが起きた場合には中まで行くことができないので、通路を確保するように対応を考えるべきでないかとの質疑がなされ、教育長からは、旧郡役所の周辺整備を行っており、緊急事態にも対処できるよう、除雪の方法も含めて今後検討させていただきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 高金利引き下げ等を求める請願について申し上げます。

本請願は、山形県青年司法書士協議会会長、菅原孝博氏より提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

平成16年の自己破産申し立て件数は21万件を超えており、潜在的な破産予備軍と言われている人に至っては200万人とも言われ、警察庁の統計によれば、平成16年、約8,000人が経済的理由で自殺している。

破産や自殺の要因と思われる多重債務者問題の原因の一つに、貸金業者の高金利による貸し付けが挙げられるが、超低金利状況の中、出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、利息制限法の制限利率もはるかに超え、明らかに合理性に欠くものである。

また、利息制限法の利息も十分高い利率であり、引き下げを考えなければならない状況である。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利の適用を許されている日賦貸金業者による被害の多発や電話担保金融の特例を認める必要性がなくなっており、これらの特例金利も撤廃されるべきであることから、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引

き下げること、利息制限法の制限利率を引き上げないこと、いわゆるみなし弁済規定の撤廃、日賦貸金業者及び電話担保金融の特定金利の廃止を求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

討論に入り、委員からは、請願趣旨で具体的に求めている4項目は妥当であり、早急に解決しなければならない課題である。来年の1月ごろまでに貸金業規制法及び出資法上の上限金利の見直しを行うとされており、本請願を採択し、私どもの意向を伝えるべき時期と思うので、本請願については賛成するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、本請願は、二重金利のグレーゾーンがあることに気づかず高金利に苦しむ債務者の実情をよくわかっている山形県青年司法書士協議会から提出されたものであり、非常に重みのある請願であると思う。出資法上の上限金利を利息制限法の金利まで引き下げるということは理にかなっており、コマーシャルでクリーンなイメージをつくり上げ、高金利で貸し付ける貸金業者の現状は非常に問題があるので、本請願については、採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第2号 教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、山形県教職員共同闘争連絡会代表委員、五十嵐晋氏より提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

教育基本法の改正が国会で議論されているが、改正案を見ると、国民に一切知らされないで国

会に提出され、時代の要請にこたえるためと言いながら、根拠が明らかにされず、なぜ改正しなければ教育がよくなるのかも説明されていない。また、「我が国と郷土を愛する態度を養う」など20に及ぶ徳目や、第17条に教育振興基本計画が明記をされており、国の教育への介入により戦前への逆戻りが懸念されるなど幾つかの疑問点があるため、強行採決をすることなく、疑問点を丁寧に国民に説明し、国民各層の意見を反映し、徹底審議をしていただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、教育基本法の改正が国会に提出されているが、改正しなければならぬ背景をどうとらえているのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、今回の改正は全面改正であり、大きく2つの点があるのではないかと考えている。一つは、教育の荒廃や少年犯罪の原因を教育基本法に求め、愛国心を植えつけて愛国心の通知表をつくり、愛国心を強制する。もう一つは、教育に国が介入し、全国一斉学力テストによって差をつけて、学校ごとに競い合わせるようにすること。この2つが今争われ、議論されている問題ではないかと思っていると答弁を受けたところであります。

また、委員からは、なぜ今改正しなければいけないのかとの質疑がなされ、教育長からは、各新聞、マスコミ等でも報道されているとおり、世論はあると受け取っているとの答弁を受けたところであります。紹介議員からは、なぜ改正しなければ教育がよくなるのか今もって理由が判然としないのは事実であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、改正案には新たに教育振興基本計画が明記されているが、国が教育内容へ支配介入する心配はないのかとの質疑がなされ、教育長からは、国や県に教育水準を維持するための大本となる教育振興計画はあつてしかるべきであると思っている。国が示す基本計画

の中には、地方自治体でどういう教育振興していくのかという振興計画らしきものは今もあると思っている。それがもっと細かく縛られるようでは困るが、地域の独自性を出すための基本的な計画はなくしてはならないと思っているとの答弁を受けたところであります。紹介議員からは、教科に関する事項は学校教育法で文部科学大臣が定めることになっているが、このような場合は、不当な支配にならないように拘束を設けるが、これを取り払い、昔のように国は教育内容を統制しようとしており、学習指導要領に愛国心等が定められれば従わざるを得なくなるため、非常に大きな問題になっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、義務教育費の国庫負担、補助率は削減されており、同時に文部科学省の予算も大幅に削減されようとしているのに、こういうことを通して1本設けることについて権益を温存させたいとしていると指摘する声もある。今の骨太の方針からいえば矛盾するのではないのかとの質疑がなされ、教育長からは、国全体の教育水準を維持するためには義務教育費国庫負担制度は堅持すべきであると思っている。国がどの程度まで教育振興にかかわって統一するのか具体的な内容がわからないので答えようがないが、ここに示されている内容であればそれほど支障はないと思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、この基本法自体に明記をされれば明らかに従わざるを得なくなるのではないのかとの質疑がなされ、教育長からは、ある程度1本の筋は共通したものであっても、それぞれの地域の実情に応じた教育振興計画をつくっていく方向で取り組みをしていかなければならないと思っているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、今回の教育基本法の改正は、請願にもあるように、どういう議論

がなされ本法案が出てきたのか、法案自体の作成過程が明らかにならないことが根本的な問題としてあると思う。さらに、なぜ今改正をしなければならぬのかという説明も余りなく、国会で取り扱いをめぐっている議論があり、どうなるかわからない事態であり、国会でまだ議論が尽くされていない状況であると思っている。請願事項に示されている5項目の内容は至極当然であり、そのとおり審議が進められていくべきであると思うので、本請願については、意図を酌み取り、採択をし、しかるべき意見書として提出すべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、この改正案は小泉内閣では継続審議と言われているが、国民に対する説明が不十分であるということで、新たな首相が誕生してから新たな議論が出てくると思うので、本請願については、不採択とすべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、改正案の第17条には教職員の皆さんに問題になるような内容も数多くあり、教育改革のための重点行動計画等についても教育長の説明を聞いても不明な点もあり、もう少し検討したいので、本請願については、継続審査とすべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、教育基本法は極めて重要であるのに、中身についてはほとんど国民的な議論がなされていない状況であり、国会で継続審議とされたとしても、内容をもっと徹底的に議論していくべきであると思う。真の意味での教育の法律となしてほしいと思うところであり、本請願については、採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、教育改革の内容が表に出てこないとよく言われるが、この教育基本法については、小渕内閣以来これまでそれぞれの部署で検討され、合意をし、現在の自民党と公明

+

党が歩み寄り提出された法案であるので、本改正案は国会で通すべきであり、本請願については、不採択とすべきであるとの意見が出されたところでもあります。

さらに、委員からは、請願事項に記載されている5項目については納得できるところもあるが、戦前に逆戻りするといった表現等理解ができないところもあり、意見書の文案も示されていない現時点では賛成できないので、本請願については、不採択とすべきであるとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

+ ○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第51号 長井市文教の杜彫塑館からの落雪による事故に係る損害賠償の額の決定について、及び日程第2、請願第1号 高金利引き下げ等を求める請願の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第51号 長井市文教の杜彫塑館からの落雪による事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第51号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、請願第1号 高金利引き下

げ等を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、請願第2号 教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、請願第2号 教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願について、賛成する立場で討論を行います。

昔、国王が国民を法で縛った時代とは違って、近代法には、個人の心の問題に法律は立ち入ってはならないという原則、抑制の原理があると思うのであります。愛国心の問題を取り上げる際には、愛国心が国によって強調された戦前の時代がどういう時代であったか、実は、非国民と言われた人たちは、本当は愛国者だったという歴史の検証は、現在十分あり得ることがはっきりしているのであります。そういう議論をまず歴史の事実に基づいて行うべきであると思っております。

また、愛国心通知表が全国各地でつけられており、国会の場でも取り上げられた際、小泉首相が、「評価するのは難しい、こういう項目は持たなくてよい」と答弁し、文部科学大臣が、「ABCをつけるなんてとんでもない」というふうに答弁しておりましたが、その愛国心通知表が長井小学校6年生の社会科の評価でも使われており、3段階で評価するようになっているのであります。直ちにこれを廃止するように教育長に求めたところでもあります。

さて、本請願には、今、生起している教育困難の諸原因が現行教育基本法の諸規定にあるのではないとして、教育基本法の改正を進めるよりも、現行法を踏まえた教育条件の整備こそ急ぐべきであるとしております。そして、その上で徹底審議を行うこと、国民へ丁寧に明らかにすること、議論の内容や資料を明らかにして審議すること、その中で憲法の国民主権、基本的人権、平和主義を貫いて審議すること、そのことを我々議員一同に心から訴えている、そういう請願であります。

私は、請願者のこの願意を真つすぐお酌み取りの上、本請願の意見書提出にご賛同を賜りますよう心から訴えまして、賛成討論といたすものであります。

○大沼 久議長 次に、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 請願第2号 教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願に賛成の立場で意見を申し上げます。

本請願の総務・文教常任委員会の審査結果は不採択です。18日まで開催された通常国会において提案、審議され、結果は秋の臨時国会へと継続審議との扱いになったようですが、地方議会としては、採択できない理由は見つかりません。1から5の請願事項を見てみますと、どれも大切な法案ですから、徹底的に審議を尽くしてくださいというものであり、当然のことを言っていると思います。

教育基本法の改定問題については、市政一般に関する質問の中でも触れていますが、日本国憲法に次ぐ重要な法律というのは衆目の一致するところだと思います。しかし、60年も現行の教育基本法に基づき政策を進めてきたとは思えないお粗末な法案で、基本法で定める必要がないものまで基本法案につけ加えていて、十分に練られた案ではなく、政治的妥協の産物として生

まれたようにも考えられます。

改正強行派の中には、愛国心の明記、宗教的情操の涵養の加筆、不当な支配の文言削除などを強く要求していたようです。また、一般質問でも一部触れていましたが、第10条の家庭教育、第11条の幼児期の教育、第13条の学校、家庭及び地域住民などの相互の連携、協力、さらに第17条の教育振興基本計画などについては、基本法に挿入しなければならない何物もなく、要領や要綱などでうたっておけば済む条文であり、これまでの教育の中で実行してきたと考えられます。

そこで、機会があったら紹介したいと思っていた文章がありますので、誤解を招かないように全文紹介します。

フレッド・ヴァン・リューエン教育インターナショナル事務局長さんの書いたものでありますけれども。2004年4月24日土曜日、教育基本法改正反対集会に寄せて。

日本の教育基本法は憲法に準ずる重要な法律です。それは日本人だけでなく、アジア太平洋地域、さらには世界の人々にとっても大きな影響を及ぼすものです。その重要性は明らかです。

教育基本法が公布されたのは、国連の誕生と時を同じくしています。1945年にサンフランシスコで国連憲章、1948年には世界人権宣言が採択されました。教育基本法にはすばらしい理念と人々の願いが反映されています。その法を改正するのであれば、この歴史的背景を最大限配慮すべきです。

さて、グローバル社会が現実のものとなったこの21世紀において、日本は非常に重要な役割を担っています。あらゆる人々のための普遍的理念をもっと積極的に強調すべきです。歴史という時計の針を巻き戻してはなりません。国家主義や宗教の相違がおぞましく悲劇的な争いの原因となっていた時代へ逆戻りしてはならないのです。

私たちは、皆、同じ地球村に生きています。ともに生きることを学ばなければなりません。それは信条や文化、多様性を人類の財産として認めることなのです。

まさに21世紀の最大の脅威は、宗教や倫理、さらにはさまざまな形態の排他主義の復活です。その最悪の結果が無分別なテロ行為となっており、次世代を担う子供たちが自尊心を持ち、精神的に独立して、他者を容認し、相互理解ができるように取り組むことは、教育、そして教育に携わる者の任務です。

すべての人々、すべての国において、平和、民主主義、社会正義及び平等を促進し、教育の発展を通じ、また、教職員の集団的力の発展を通して、世界的人権の適用を推進すること。国際理解と親善、平和と自由の擁護、人権の尊重を目指す教育理念を助長すること。性別、未婚・既婚の別、性的指向、年齢、宗教、政治的意見、社会的あるいは経済的地位、国籍または種族的出生などに基づく教育と社会におけるあらゆる形態の人種主義、偏見あるいは差別と闘うこと。これこそが教育インターナショナルが目的とするものです。

ことし7月にブラジルで開催される教育インターナショナル世界総会では、世界的発展のための教育をテーマに討論が繰り広げられることになっています。我々は、日本政府や為政者に対し、世界的発展のための教育を強固なものとするあらゆる理念を再確認し、争いの火種となり得る教育基本法の改正を推進しないこと、あるいはそれを採択しないことを要求します。それは、相互理解の精神で、個々の多様性や個人を尊重する民主主義のために運動している国のよき手本とはなりません。

世界155カ国、2,600万人の教職員を有する教育インターナショナルが皆さんを支援しています。

以上のような文章であります、申し上げます

して、請願第2号に賛成の意見としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

請願第2号の1件について、総務・文教委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○大沼 久議長 起立少数であります。よって、請願第2号は、総務・文教委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 おはようございます。

平成18年第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第49号 置賜広域行政事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、平成18年度に供用を開始する浅川最終処分場跡地利用公園の設置及び管理運営に関する事務を置賜広域行政事務組合が行う共同処理事務に新たに加えるに当たり、組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定